こどもが主役のまち
はつかいち

令和
9
2027
年度版



入園申込のご案内

廿日市市認可保育園

詳しくはこちら

目　　次

1. 公立保育園の建替えと民間移管のお知らせ..... 1

2. 保育園(保育施設)とは..... 2

3. 教育・保育給付認定について.....2

4. 令和９年度（2027 年度）クラス年齢表.....3

5. 申込みの受付期間と場所※２号認定・3 号認定.....4

6. 入園までの流れ※２号認定・3 号認定..... 5

7. 申込に必要な書類について.....8

8. その他注意事項について..... 11

9. 入園調整.....12

10. 特別保育..... 14

11. 保育料や給食費について.....15

12. 保育施設の広域入所..... 19

13. よくある質問(Q&A).....20

14. 保育施設一覧..... 22

15. 災害時等における保育施設の臨時休園について.....23

16. 保育施設マップ..... 24

1. 公立保育園の建替えと民間移管のお知らせ

本市では、「第２次廿日市市保育園再編基本構想」に基づき、公立保育園の建て替えや民間事業者への運営の引継ぎを進めています。入園後に転園や運営主体の変更が生じる園がありますので、次の予定をご確認のうえ、お申し込みください。

【スケジュール】

区域	対象施設	R9	R10	R11	R12
廿日市東	**佐方保育園** (公私連携型Ⅰ)	１歳児募集停止	運営事業者公募 佐方保育園廃止 (公立としての運営終了)	←引継ぎ→ 解体・整備工事 (一時転園)	→ 民間事業者による運営開始
廿日市西	宮内保育園 (基幹園)			←建替時期・場所手法等の検討→	
佐伯	友和保育園 津田保育園	地域等との対話→	←民間園を含めた佐伯地域の保育のあり方を整理し、再編に着手→		
大野・宮島	**池田保育園** (公私連携型Ⅱ)		運営事業者公募	←引継ぎ→ 池田保育園廃止 (公立としての運営終了)	→ 民間事業者による運営開始

※公私連携型Ⅰ：土地を市が保有したまま、民間が建設し運営を行う

公私連携型Ⅱ：土地と建物を市が保有したまま、民間が運営を行う

※令和８年 11 月時点の予定です。内容や時期は変更となる場合があります。

【令和９年度に入園する場合の注意点】

《佐方保育園》

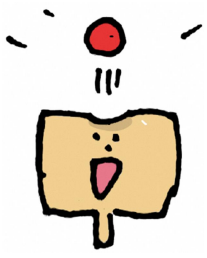
令和９年度	令和 10 年度 (年度末で佐方保育園廃止)	令和 11 年度 (平良保育園等)
	１歳児 **募集停止**	
１歳児 **募集停止**	２歳児 在園児なし**・募集停止**	
２歳児 継続在園	３歳児 継続在園**・募集停止**	４歳児
３歳児 継続在園	４歳児 継続在園**・募集停止**	５歳児→卒園
４歳児 継続在園	５歳児 継続在園→佐方卒園	
５歳児 継続在園→佐方卒園		

(1)　１歳児の募集停止を行います(令和 10 年度は 1～4 歳児で募集停止)。

(2)　２歳児または３歳児クラスで入園した児童は、原則、令和 11 年度から平良保育園への集団転園(クラス全員で転園)となります。

《池田保育園》

０～２歳児クラスで入園した児童は、在園中の令和 12 年度から民間事業者による運営となります。



2. 保育園(保育施設)とは



保護者が就労などの理由により、家庭でお子さんの保育ができないとき、保護者に代わって保育する施設です。

保育の必要がなく、単に「集団生活をさせたい」などの理由では利用ができません。

主な保育園（保育施設）の種類		概要
認可保育園		定員 20 人以上、0～5 歳児クラス（園により異なる）
地域型保育事業	小規模保育事業所	定員 6～19 人、0～2 歳児クラス
	事業所内保育事業所	企業が設置する施設等で従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育を行う
認定こども園（保育部分）		幼稚園と保育施設の機能や特徴をあわせ持ち、教育と保育を一体的に行う

※この案内は、廿日市市内の認可保育施設を対象にしています。

3. 教育・保育給付認定について

保育施設の利用を希望する場合は、保育の必要性について、市から「教育・保育給付認定」（以下、「認定」）を受ける必要があります。

認定申請は保育施設の入園申込と同時に行うことができ、申請に基づいて認定証を交付します。

※ 認定は保育施設の入園の可否を決定するものではありません。

【教育・保育認定区分】

認定	該当児童	対象施設
1 号認定	満 3 歳以上の児童	幼稚園、認定こども園（教育部分）
2 号認定	満 3 歳以上で保育を必要とする児童	保育園、認定こども園（保育部分）等
3 号認定	満 3 歳未満で保育を必要とする児童	保育園、小規模保育所、認定こども園（保育部分）等

↓

【保育の必要性の理由・認定期間】

2 号認定、3 号認定を受けるためには、次の①と②の両方に該当する必要があります。

① 廿日市市内に住民票があり、実際に廿日市市内で生活をしている児童

申込書提出日において、廿日市市に住民票がない場合でも、入園希望日までに転入することが確実な場合は申し込みができます。

ただし、入園決定後、入園日までに転入されなかった場合は、入園取り消しとなります。

② 保育を必要とする理由のいずれかに該当

保育を必要とする事由	**認定期間**	**保育必要量**
就労 ※月 48 時間以上労働	就労証明書で届出を受けた就労の期間まで	標準時間 短時間 父母のうち就労（学）時間の短い者に準じます
就学 ※月 48 時間以上の通学・通所	卒業予定日まで	
介護・看護	診断書等の期間まで	標準時間 短時間
疾病・障害		
妊娠・出産	産前 8 週の日の属する月の初日から産後 8 週経過日の翌日が属する月の末日まで（※P11 参照）	
災害復旧	必要と認められた期間まで	
育児休業	育児休業終了日まで	短時間
求職活動	入園または退職した日から 3 か月を経過する日の属する月末まで	
その他	※こども課にご相談ください	

【保育必要量について】（保育施設の利用時間は、原則として勤務時間＋通勤時間です。）

保護者の就労等の状況に応じて、保育の必要量として、次の２つの時間区分があります。

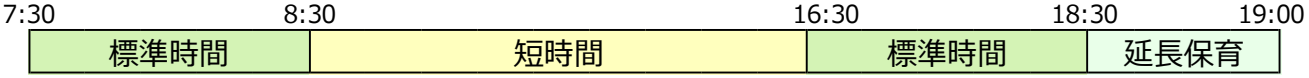
① 保育標準時間（月 120 時間以上の就労等の事由）（7：30～18：30）

標準時間利用を超えて保育が必要な場合は、延長保育を実施している保育施設であれば、19 時まで利用が可能です。

② 保育短時間（月 48 時間以上 120 時間未満の就労等、育児休業中、求職活動中等の事由）（8：30～16：30）

【土曜日保育の利用について】

標準・短時間認定問わず原則として、正午までです。両親とも仕事等で家庭保育が困難な場合、午後からも利用することができます。



※ 買い物や家事等は保育を必要とする事由として認められないため、それを理由に保育必要量を認定することはできません。

※ 月 120 時間未満の就労等で「保育短時間」の時間帯に預けることができない場合は、保育標準時間として認定とし、就労時間や通勤時間等の実態に合わせた利用が可能です。

例）11：00～17：00 勤務(通勤時間 30 分)の場合

保育認定時間は「標準時間」となりますが、登園は 8 時 30 分以降とし、17 時 30 分にお迎えとなります。

4. 令和９年度（2027 年度）クラス年齢表

クラス年齢	生年月日
0 歳 児	令和８年（2026 年）４月２日 ～
1 歳 児	令和７年（2025 年）４月２日 ～ 令和８年（2026 年）４月１日
2 歳 児	令和６年（2024 年）４月２日 ～ 令和７年（2025 年）４月１日
3 歳 児	令和５年（2023 年）４月２日 ～ 令和６年（2024 年）４月１日
4 歳 児	令和４年（2022 年）４月２日 ～ 令和５年（2023 年）４月１日
5 歳 児	令和３年（2021 年）４月２日 ～ 令和４年（2022 年）４月１日

※保育施設の入園クラスは、４月１日現在の児童の満年齢により編成されます。

令和８年４月２日以降に生まれ、入園日に満１歳を過ぎている場合、０歳児保育を行っている園に限り、０歳児クラスと１歳児クラスのどちらのクラスに入園申込みをするか選択できます。

5. 申込みの受付期間と場所※２号認定・３号認定

【令和９年４月入園希望の場合】

	受付場所	受付期間	受付時間
１次申込	山崎本社みんなのあいプラザ １階こども課	**令和８年 12 月１日(火)～ 12 月 28 日(月) （土日祝除く）**	９：００ ～ １７：００
２次申込	山崎本社みんなのあいプラザ １階こども課	**令和９年 ２月１日(月)～ ２月 26 日(金) （土日祝除く）**	９：００ ～ １７：００

※　混み具合によっては、受付に時間がかかる場合があります。

※　提出内容に修正が必要な場合があり、内容によっては時間を要することもあります。**期限に余裕をもって提出してください。**

※　広域入所の場合は、２次申込みからの受付となります。P19「12 保育施設の広域入所」もあわせて確認してください。

【令和９年５月以降入園希望の場合】

	受付場所	受付期間	受付時間
５月～ １月入園	山崎本社みんなのあいプラザ １階こども課	**入園希望月の前月の 10 日(閉庁日の場合は直前の開庁日)まで**	９：００ ～ １７：００
令和 10 年 ２月、３月 入園	山崎本社みんなのあいプラザ １階こども課	**令和９年 12 月 28 日(火)まで**	９：００ ～ １７：００

【提出方法】

必要書類(P8 に記載)を揃えて、こども課窓口に**直接持参**または**郵便(受付期間内必着)**により提出してください。

郵送の場合は、期間に余裕をもって投函してください。締め切りを過ぎると次月分の申込として受付けますので注意してください。

郵便事故などによる書類の未着に関しては、市は責任を負うことができませんので、ご自身で到着確認ができる方法（書留やレターパック等）で送付してください。

6. 入園までの流れ※２号認定・３号認定

令和９年４月　新規入園の場合

【令和８年１２月１日（火）から１２月２８日（月）まで受付】

今年度から、一斉受付会場での面談は行わず、書類の提出により受付けます。提出方法は P4 をご確認ください。

【障がい児・医療的ケア児（※）の申込み】

障がい児・医療的ケア児保育は、対象の児童に対して保育上の配慮をしながら集団保育を行います。保育を必要とする理由（P2「３　教育・保育給付認定について」を参照）に該当し、**医師等に集団保育が可能であると判断された児童が対象**となります。

必要な場合には、加配保育士又は看護師（担任保育士に加えて配置する職員）を配置し、お子さんの育ちを支援します。

加配を希望される場合には、入園申込み前に、こども課にお問い合わせのうえ、入園申込みをしてください。書類審査及び保育所障がい児入所指導委員会にはかった上で決定します。

※医療的ケア児とは、「日常生活及び社会生活を営むために恒常的に 医療的ケアを受けることが不可欠である児童」をいいます。

※医療的ケアの必要な児童については、入園申込みをされる前に提出していただく書類がありますので、必ずこども課にご相談ください。

【入園までの流れ】

保育施設の見学

希望する保育施設をお子さんと一緒に見学し、保育方針やアレルギー対応、送迎時間、保育料以外にかかる費用などをご確認ください。見学される場合は、保育施設へ直接お問合せください。

１次申込受付
令和８年 12 月１日(火)～
12 月 28 日(月) 17 時 00 分まで

１次入園調整

結果通知
(令和９年２月中旬頃)

入園決定

入園手続き
※園が実施する入園説明会に参加

① １次申込で入園待機となった場合は、自動的に２次調整にかかります。

② 結果通知とは別に、１次調整後の空き状況を市ホームページに掲載します。希望園を変更する場合は、２次申込受付期間中にこども課窓口へ「希望園変更届」を提出してください。

入園待機
希望園の変更ができます

２次申込受付
令和９年２月１日(月)～
２月 26 日(金) 17 時 00 分まで

２次入園調整

結果通知　(令和９年３月中旬頃)

入園決定

入園待機

入園申込の有効期限は、
令和 10 年３月入園調整までです。
令和 10 年４月以降も入園を希望する場合は、
改めて申込みが必要です。

５月入園調整
※年度内に限り、毎月入園調整を実施

令和９年５月以降　年度途中での入園の場合

1.入園申込	2.入園調整会議	3.入園が決定した方	4.園へ連絡・面談	※入園できなかった方
•利用希望月の前月の10日（閉庁日の場合は直前の開庁日）までに申込みしてください。	•毎月20日までに入園調整会議を行います。	•20日以降に「保育の必要性の認定証」及び「利用承諾通知書」等が発送されます。	•保護者から直接園へ連絡。準備物などの確認と面談をしてください。	•20日以降に「保育園入園保留通知書」が発送されます。（初回のみ）

毎月 20 日までに入園調整会議を行います。

入園希望者が保育施設の定員を超える場合は、保育を必要とする状況等を指数にし、入園の調整順位を決め、順位の高い方から入園を決定します（入園の可否は申込日順ではありません）。また、調整は希望される保育施設の範囲内で行います。希望される保育施設以外は調整の対象とはなりません。



【保育施設の見学】

入園申込みの前に、利用を希望する保育施設の見学を推奨しています。

①施設の保育理念・方針②保育時間③保育料以外に必要な費用④食物アレルギーの対応可否⑤集団保育にあたり配慮を必要とする場合の対応可否など、事前に確認しておくことでお子様を通わせたい保育施設をより具体的に検討することができます。

見学される場合は、保育施設へ直接お問合せください。

【特別保育について】

医療的ケアの必要な方や、発達の遅れなど気になることがある児童の入園については、**申込みの前に**こども課にお問合せください。

【令和１０年２月・３月入園の締切り】

令和９年１２月２８日（火）です。

ただし、２月・３月入園の申込の有効期限はその年度内までとなりますので、新年度の４月入園の申込も行ってください。

【入園を希望する前月の中旬に通知書発送】

入園が決定した方には、「保育の必要性の認定証」、「利用承諾通知書」及び「保育料決定通知書」等を発送します。

入園できない方には、「保育所入所保留通知書」を初回のみ発送しますので、２回目以降の「保育所入所保留通知書」の発行を希望する場合、こども課保育係へご連絡ください。

【入園日までに保護者から保育施設へ連絡】

入園が決定した方には、入園が決定した保育施設にて準備物などの説明と面談を行います。

あらかじめ保育施設に連絡したうえで、入園児童と一緒に保育施設へ行ってください。

入園決定後に入園を辞退する場合は、速やかにこども課保育係に「保育施設入園申込取下届」を提出してください。

提出がない場合は、保育料を納付していただくことになります。

【入園（転園）待機となった場合の申込みの取扱い】

入園(転園)待機児童として翌月以降も年度内に限り引き続き入園調整を行います。

翌年度４月以降で継続して入園を希望する場合は、**再度入園申込が必要**です。



希望する保育施設へ入園できない場合に育児休業の延長が許容できる方へ

保育利用希望申込書の裏面「希望する保育施設に入園できない場合は、育児休業の延長も許容できる。」を選択した場合は、他に保育を必要とする児童を優先するため、**調整指数を著しく減点して入園調整(P13 参照)**します。

ただし、次の点についてご注意ください。

① 育児休業の延長が許容できなくなった場合は、すみやかに『保育施設入所内容変更届』をこども課へ提出してください（提出により保育施設への入園が決定するわけではありません）。

② 希望園の**申込み状況によっては、入園が決定することがあります**。この場合、入園日から 14 日以内に復職が必要です。事前に職場とよく調整のうえ、入園申込みをしてください。

③ 入園調整期間中に入園を取下げることは可能ですが、入園待機を目的とした希望園変更等の対応はできません。

④ 入園を取下げた場合、『保育所入所保留通知』を交付することはできません。

⑤ その他、本事項の取扱いの不利益について、本市は責任を負うことができません。育児休業延長および給付金受給手続きについては、ハローワークまたは勤務先へ事前にご確認ください。

転園申請について

転園を希望される場合、転園希望月の前月の１０日までに在籍園に「保育施設転園願」を提出してください。

令和 10 年２月・３月の転園申込の提出期限は、令和９年１２月２８日（火）です。

※ 提出期限が閉園日の場合は、直前の開園日が締切りです。

【転園申請の有効期限について】

転園を希望する年度の３月まで、入園調整を行います。

転園が保留となり、翌年度以降も転園を希望する場合は、新年度用の保育施設転園願を、在籍する保育施設へ提出してください。

（転園が決定した場合）

入園調整会議後、在籍園より連絡します。転園の場合、新しい園生活を安心して過ごせるように、転園先に児童の情報等を提供することがあります。

転園決定後は、現在通われている園には別の児童が入園しますので、**必ず退園していただくことになり、転園日は転園月の１日からとなります。**希望順位の低い園へ決定となって元の園に通いたいと希望されても戻れませんので、ご注意ください。

（転園が保留となった場合）

保護者の方から取り下げの連絡がない限り審査は継続します。そのため、当初の転園希望月以降に内定となる場合があります。

転園を希望されなくなった場合は、すみやかに取り下げの手続きをしてください。

認可保育施設の空き状況

廿日市市認可保育施設の空き状況は、毎月 20 日頃に市 HP で公開しています（３月及び４月入園を除く）。

空き状況の記号は、掲載した時点での状況ですので、「×」となっていても急な退園により空きが生じる場合があります。

参考情報として捉えていただき、希望する園が「×」となっていても、希望する順番に第１希望からお書きください。

【市 HP 空き状況】

7. 申込に必要な書類について



（１）提出書類

必要書類	備考
保育の必要性の認定申請書（兼）保育利用希望申込書	児童１人につき１枚ご記入ください。
児童調書	児童１人につき１枚ご記入ください。
保育を必要とすることを証明する書類	世帯につき１部提出してください。※P9 参照
児童手当に係る滞納分の保育料および保育所等給食費の徴収等に関する申出書 ※廿日市市以外から児童手当を受給している場合を除く	世帯につき１部提出してください。
口座振替依頼書	(1) WEB での手続きをお願いします。 (2) WEB による手続きが困難な場合は、こども課までご連絡ください。 口座振替依頼書をお渡しします。 ※既に兄姉の申込時に手続きされている方は、(1)(2)ともに不要です
その他該当する場合のみ必要な書類	下記、「（２）その他該当する場合のみ必要な書類」を参照してください。

※注意事項

書類の提出後に確認事項がある場合は、連絡のうえ、新たに書類の提出を依頼します。
鉛筆、消せるボールペンなど書き換え可能な筆記用具は使用しないでください。

【市 HP 各種様式】

（２）その他該当する場合のみ必要な書類

必要書類	備考
市内の保育施設に保育士等として勤務している（内定含む）方	資格を証明する書類（保育士証、看護師免許証等のコピー） ※　保育士、看護師、准看護師のいずれかの資格を持ち、廿日市市内の保育園、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所で勤務する（内定含む）方が対象です。 ※　保育人材確保の観点から、保育士等の児童が優先的に入所できるよう利用調整を行います。
市内認可保育施設を利用できず、保護者の就労等により、認可外保育施設等へ月に８日以上預けている場合	保護者の就労等により、申込み児童が認可外保育施設等（一時的保育を含む）を月に８日以上利用していることがわかる書類（在園証明書・領収書のコピーなど） ※書類を提出することで、加点をして利用調整を行います。
生活保護受給証明書	生活保護を受けている方は市町村で証明書を取得してください。
児童扶養手当受給者証の写し	ひとり親世帯で児童扶養手当を受給している場合は、必要書類を提出することで、所得の状況によって保育料が減額されることがあります。（減額は書類提出の翌月からとなります。） ※受給者証の更新があった場合、毎年提出が必要です。
障害者手帳等の写し	同一世帯に障害者手帳等をお持ちの方がいる場合は、必要書類を提出することで、所得の状況によって保育料が減額されることがあります。（減額は書類提出の翌月からとなります。）※手帳の更新があった場合、提出が必要です。 身体障害者手帳（１～４級）、療育手帳の写し（ⒶＡⒷＢ）、 精神障害者保健福祉手帳の写し（１～３級）
※海外に在住していた方(①②両方) ①年間収入申告書 ②１年間の収入がわかる書類(源泉徴収票、給与明細、確定申告書等)	保育料の算定および副食費免除の判定に必要です。 <令和９年４月～８月入園申込み> 令和８年１月１日に日本国内に住民登録がない方は、令和７年中の収入がわかる書類 <令和９年９月～令和１０年３月入園申込み> 令和９年１月１日に日本国内に住民登録がない方は、令和８年中の収入がわかる書類
保育料・給食費納付相談書	保育料・給食費の滞納がある方は、こども課窓口で納付相談を行い、納付相談書に押印を受けてください。

（３）保育を必要とすることを証明する書類

保育を必要とする事由	必要書類	その他事項
就労者の場合	「就労証明書」（※様式あり、押印不要）	父母ともに就労の場合は、それぞれ提出が必要です。 転職予定の方は転職前の就労証明書も必要です。 就労とは、賃金が発生していることをいいます。ボランティアは保育事由に該当しません。
育児休業中の場合 （保育利用時間は、短時間となります。）	「就労証明書」	入園申請時には、育休期間等を明記した就労証明書をご提出ください。 入園日から 14 日以内に復職し、復職後 1 か月以内に再度「就労証明書」もしくは「復職証明書（復職年月日が記入されており、証明日が復職日以降のもの)」をご提出ください。
採用内定者の場合	「就労証明書」または 「求職活動状況申立書」	入園後 1 か月以内に再度「就労証明書（証明日が就労開始日以降のもの）」をご提出ください。
自営業従事者の場合	①「就労証明書」 ②自営業をしていることが客観的に分かる資料のコピー ※確定申告書（第一表、第二表）（なければ開業届・営業許可書・請負契約書など） ※事業専従者は、専従者であることがわかる資料（青色事業専従者給与に関する届出書、源泉徴収票の写し）を提出してください。	①、②ともに必要です。
農業従事者の場合		①、②ともに必要です。
就学の場合 ※趣味の講座は対象外	「在学証明書」及び「カリキュラム」	在学証明書は在学年が判るものが必要です。 月 48 時間以上就学していること。
介護・看病の場合	「診断書（治療期間が明記されているもの）」、「親子通園証明書」	医療機関または自宅において介護・看病を 1 か月あたり 12 日以上行っていること。
病気・障害がある場合	「診断書（本人）」または「身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・障害年金の年金証書」などの写し	診断書は、保育が困難である旨が記載されたものを提出してください。
出産の場合	「親子健康手帳の写し」 （表紙および出産予定日が記載されたページ）	P11「8（3）出産の理由で利用申込をする場合」を参照
災害復旧	「り災証明書等」	災害状況がわかるもの
虐待やＤＶのおそれ	こども課にご相談ください	
求職活動中 （保育利用時間は、短時間となります。）	「求職活動申立書」	必ず提出が必要です。入園日から３か月を経過する日の属する月末までの期間です。**３か月目の 10 日までに就労証明書が提出されない場合**、翌月の入園調整の対象（新規入園申込と同様の扱い）となり、**退園**していただく場合があります。

※注意事項

各証明書について、証明日が申込日前 3 か月以内に発行されたものをご用意ください。

提出書類の捏造、変造（無断作成・改変）等あった場合は、保育施設を利用（継続）できない場合があります。また、就労証明書の記載内容の確認のため、事業所（記入者等）に問い合わせる場合があります。

（４）申込み内容の変更に必要な書類

世帯状況や保育を必要とする理由に変更があった場合は、入園調整及び保育料等に影響することがあります。速やかに次の必要書類を提出してください。提出先は、入園申込み中の方はこども課窓口、在園中の方は利用している保育施設です。

※原則、書類提出の翌月から変更します。

変更内容	必要書類
保育の必要量の変更	子どものための教育・保育給付認定変更申請書 兼 内容変更届
求職活動の開始	子どものための教育・保育給付認定変更申請書 兼 内容変更届及び求職活動申立書
延長保育の利用	延長保育申請書 ※私立保育施設の延長利用については、直接、各保育施設に提出
延長保育の取り下げ	延長保育取下届 ※私立保育施設の延長利用については、直接、各保育施設に提出
勤務先の決定・変更 勤務時間の変更	就労証明書
妊娠・出産	子どものための教育・保育給付認定変更申請書 兼 内容変更届 親子健康手帳の写し（表紙と出産予定日が分かるページ） ※就労等（産休・育休）認定の方は、親子健康手帳の写しのみ必要です。
育児休業開始	育児休業証明書 兼 復職証明書
育児休業後の復職	育児休業証明書 兼 復職証明書
住所・世帯構成の変更	子どものための教育・保育給付認定変更申請書 兼 内容変更届
離婚調停中	事件係属証明書（保育料をひとり親世帯として算定するために必要です。）
入園希望園の変更	希望園変更届
入園申込みの取り下げ	保育施設入園申込取下届
転園	保育施設転園願
転園の取り下げ	保育施設転園願取下届
退園	退園届（登園されなくても退園届の提出が無ければ、保育料が発生します。）



8. その他注意事項について

（１）育児休業明けで利用申込をする場合（ならし保育）

育休復帰時には２週間前から入園が可能ですので、こちらをならし保育期間として利用していただくことが可能です。利用開始の対象となる日は、保護者が育児休業明けの職場復帰日によって異なります。

ならし保育は「入園」の取扱いになりますので、申請書の「入園を希望する期間」には、ならし保育を含めた利用開始日を記入してください。また、ならし保育開始日から保育料が発生しますのでご注意ください。

（２）育児休業中に育児休業取得対象以外の子どもに関して利用申込をする場合

入園申込は可能ですが、入園調整の優先度が低くなりますので、入園できない場合があります。

育児休業取得開始時に、すでに保育施設を利用している子どもは、そのまま継続利用することができます。（短時間保育のみ）

（３）出産の理由で利用申込をする場合

保護者が第２子以降の子を出産するためにそのほかの児童を預ける場合、入園申込は可能です。利用期間は出産予定日８週間前の日の属する月初から出産予定日から８週間を経過する日の属する月末までの期間です。

※**期間の終了後、退園となります。**

（例） ８月 14 日が出産予定日の場合

⇒ ６月１日から 10 月 31 日まで保育施設を利用することができます。

引き続き保育施設の継続利用を希望される場合は、再度入園調整の対象となるため、新たに申込書の提出が必要となります。

（４）保育の利用の解除（退園）

廿日市市外に転出する場合や、保育を必要とする事由がなくなった場合など長期にわたり保育施設の利用がなくなる場合は、在籍園に「退園届」の提出が必要です。**登園されなくても退園届の提出がなければ保育料が発生します。**

（５）支給認定内容の変更

支給認定後に、就労状況や家庭の状況などに変更があった際は、手続きが必要です。支給認定内容の変更に伴い、変更が生じた場合は、保育時間や保育料にも変更が生じる場合があります。

変更は、提出いただいた翌月からの適用になりますので、状況が変わった場合は早急に手続きをお願いします。

（６）求職活動中で利用中の方

求職中の方の認定期間は、利用開始月から３か月を経過する日の属する月末までの期間です。３か月目の 10 日までに就労証明書が提出されない場合、また保育を必要とする事由にも該当しない場合は、**翌月の入園調整の対象（新規入園申込と同様の扱い）となり、退園していただく場合があります。**

（７）廿日市市外へ転出予定の方

転出される月の末日まで利用が可能です。その後も継続して利用を希望する場合は、転出先市区町村での広域利用申込みが必要です。

※ １日付転出の場合、前月末日付退園となります。２日以降転出の場合、転出月の月末まで保育施設等を利用することができます。

（８）育児休業給付金の支給対象期間延長手続きに関して

厚生労働省は、令和７年４月から保育施設に入れなかったことを理由とする育児休業給付金の支給対象期間の延長手続きに、これまで必要だった書類に加えて、保育利用希望申込書の写しが必要になると公表しています。

一度提出いただいた申込書は返却できませんので、申込み前にご自身で必ず申込書の写し（コピー）を用意してください。

詳しくは、厚生労働省ホームページをご確認いただくか、ハローワークまたは勤務先へお問合せください。

9. 入園調整

保護者の保育の必要性の度合いを「廿日市市入園調整指数表」に基づき指数化し、指数の高い方から入園を決定します。
指数は、父母それぞれの保育の必要性（就労、病気・介護、出産、求職活動など）に基づく「基本指数」と、ひとり親世帯であることや兄姉と同じ園に入園を希望する等、世帯個別の状況に基づく「調整指数」からなります。

【入園調整の流れ】

① 各世帯の指数を決定します。
② 指数の高い世帯から順に、入園を決定します。
③ 第１希望の保育施設がすでに定員に達した場合は、第２希望の保育施設に入園決定となります。第６希望園まですべて定員に達していた場合は、入園待機となります。

【入園調整指数表】

《基本指数》

令和９年度廿日市市入園調整指数表

分類	保護者の状況 区分		内容　※育児短時間勤務の記載がある場合はその時間	基本指数
1	就労	正社員・パート等の雇用形態不問 自営業主 自営業専従者	実働月１６０時間以上勤務	20
			実働月１４０時間以上１６０時間未満勤務	19
			実働月１２０時間以上１４０時間未満勤務	18
			実働月１００時間以上１２０時間未満勤務	17
			実働月８０時間以上１００時間未満勤務	16
			実働月６４時間以上８０時間未満勤務	15
			実働月４８時間以上６４時間未満勤務	14
2	内定	採用内定	上記勤務の指数を準用	
3	求職	求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っている場合		6
4	出産	出産予定日８週間前の日の属する月の初日から出産後８週間を経過する日の属する月末まで		18
5	疾病等	疾病入院	概ね１箇月以上の入院	20
		居宅療養	疾病のため概ね１箇月以上臥床	20
			精神障害があり、長期加療(安静)を要すると診断	16
			週４日以上通院又は常時安静が必要と診断	13
			軽症ではあるが定期的通院等が必要と診断	6
		手帳所持	身体障害者手帳１級又は２級、療育手帳Ⓐ又はＡ、精神障害者保健福祉手帳１級のいずれかを所持する者及び同程度と判断できる者	20
			身体障害者手帳３級、療育手帳Ⓑ又はＢ、精神障害者保健福祉手帳２級又は３級のいずれかを所持する者及び同程度と判断できる者	17
			身体障害者手帳４級を所持する者及び同程度と判断できる者	14
6	病人の看護等	入院付添	概ね１箇月以上の入院付添(常時)	20
		通学通園付添	児童発達支援センター等の通学通園に付添(親子通所等)	20
		心身障害児者看護	心身障害児者の介護又は通院等にあたる	18
		看護・介護	重度要介護者を常時看護	13
			その他の状態の要介護者を看護	11
7	災害	災害の復旧に当たっている		22
8	就学等	分類１の指数を準用(就学、職業訓練等によるものに限り趣味は除く。)		

【基本指数に関する注意事項】

① 就労時間は就業規則に基づく（休憩時間を除く）とし、残業や通勤時間は含みません。
② 保護者の保育必要性が２つ以上ある場合は、主たる要件の指数を適用します。
③ 実働月 48 時間未満の就労は「求職」として扱います。
④ 保育を必要とする理由が就労等であっても申込締切日までに就労証明書等の提出が無い場合や、書類に不備がある場合は、優先順位が低くなり、入園調整会議を行います。

《調整指数》

分類	条件			調整指数
	区分		内容	
1	両親の状況	不存在	死別・失踪・拘禁	40
		ひとり親世帯	死別・失踪・拘禁	40
			離別・調停中（事件係属証明書あり）・未婚	30
			離別予定（事件係属証明書なし）	20
		里親	里親として委託を受けて申請児童を養育している場合（保育施設の利用開始時に委託を受ける予定の場合も含む）	40
2	家庭の状況	虐待等	暴力・ネグレクト等の恐れあり	15
		生活困窮	生活保護世帯	5
		兄弟姉妹	既に兄弟姉妹が入園している場合で、同一園へ入園・転園希望の場合	2
			兄弟姉妹が同時に入園・転園を希望する場合	1
		父母	保護者の一方が単身赴任	1
3	児童の状況	市内保育施設を利用できなかったが、保護者の就労等により、当該児童を認可外保育施設や一時保育を月に８日以上預けている場合		2
4	就労の状況	育休	育児休業明け復帰	2
			育児休業中（申込児童の弟または妹の産後８週経過前の申込を含む）	▲ 30
			希望する保育施設に入園できない場合は、育児休業の延長も許容できる場合	合計指数を０
		保育士等の優先	廿日市市内の保育施設に勤務(内定含む)する保育士等 ※月20日以上かつ１日６時間以上	20
			廿日市市内の保育施設に勤務(内定含む)する保育士等 ※月20日未満または１日６時間未満	5
5	その他	本市の再編計画による建替えや運営主体の変更等を予定している施設の在園児が、建替え等を実施する前に転園を希望する場合（育児休業中による減点は考慮しない） 【対象】 佐方保育園：令和8年度に在籍する1・2歳児で、令和９年度に転園を希望する場合 池田保育園：令和7年度に入園した0歳児(令和8年度時点1歳児)で、令和9年度に転園を希望する場合		10
		アイグラン保育園地御前、ちびっこいろは園、さつき保育園、おおぞら保育園廿日市の２歳児クラスに在園し、年少クラスへの進級時に他園への入園を希望する場合（ちびっこいろは園の園児が連携園の宮内保育園へ年少クラスへ転園する場合は、35点）（育児休業中による減点は考慮しない）		30
		出産要件終了後に退園した場合で再入園希望の場合		1
		病気等により退園した場合で再入園希望の場合（育休復帰と重複なし）		3
		延長保育を必要とし、延長保育実施園へ転園希望の場合		3
		保育料や給食費の過年度滞納がある場合		▲ 40
		広域入所制度による他自治体からの受入れ		▲ 40
		上記以外で、児童の安全確保や健やかな成長のため、内容調査のうえ特に優先して保育を行う必要があると市が認める場合		個別に決定

●指数合計（基本指数＋調整指数）が同点の場合、以下の優先項目により優先順位を決定する。

第一優先項目　両親不存在世帯またはひとり親世帯

第二優先項目　兄弟姉妹が希望保育施設に在園又は同時入園を希望している世帯

第三優先項目　基本指数の類型による優先順位（父母どちらか低い方を比較）

①災害　②疾病等　③看護・介護　④就労　⑤出産　⑥就労内定　⑦就学

※④については、就労時間の長い世帯を優先する。

第四優先項目　保育料や給食費を滞納していない世帯

第五優先項目　同一世帯内の未就学児が多い世帯

第六優先項目　同一世帯内の18歳以下の子どもが多い世帯

第七優先項目　経済的状況(住民税額)が低い世帯

10. 特別保育

（１）延長保育

保護者の方が仕事の都合などでやむを得ず標準時間内に児童を迎えに行くことができない場合、延長保育が利用できます。延長保育の実施園は、「14 保育施設一覧」を参照してください。利用する場合は、保育施設に必要書類を提出してください。

（公立の場合）

対象者	１歳児クラス以上の児童	
保育料	月額利用	２，０００円
	日額利用	２００円　※原則、前日予約

※私立保育施設の延長保育利用については、直接、各私立保育施設にお問い合わせください。

（２）一時保育

保護者の短時間の就労や疾病等による緊急時などの理由で一時的に児童を預けたい場合、一時保育が利用できます。

一時保育の実施園については、「14 保育施設一覧」を参照のうえ、各実施園へ問い合わせてください。

（公立の場合）

対象者	主に廿日市市内在住で満１歳以上の児童	
利用日数	１か月につき１４日以内	
利用日時	平　日：午前８時３０分から午後４時３０分まで 土曜日：午前８時３０分から正午まで	
保育料	３歳未満児	１日あたり２，０００円（事前徴収）
	３歳以上児	１日あたり１，６００円（事前徴収）
申込方法	利用希望日の前月の１～３日（３日が休園日の場合その翌日）に「一時保育利用申請書」を保育施設へ直接提出してください。 この期間で申し込まれた申請については、先行して利用調整を行います。 結果については、毎月１０日頃に決定しますので、各保育施設へお問い合わせください。 ※上記以外の期間についても、常時、申請を受付けています。 なお、初めて利用を希望される場合は、事前に希望する保育施設へお問い合わせください。	

※一時保育事業の相互利用に関する協定を締結している次の市町に在住している児童については、利用希望日の２週間前から予約できます。

【協定締結市町】

広島県	広島市、呉市、竹原市、三原市、大竹市、東広島市、安芸高田市、江田島市、安芸太田町、北広島町、府中町、海田町、熊野町、坂町、大崎上島町、世羅町、三次市
山口県	岩国市、柳井市、和木町、周防大島町、上関町、田布施町、平生町
島根県	邑南町、飯南町、出雲市、川本町

（３）障がい児・医療的ケア児（※）保育

障がい児・医療的ケア児保育は、対象の児童に対して保育上の配慮をしながら集団保育を行います。保育を必要とする理由（P2「３ 教育・保育給付認定について」を参照）に該当し、**医師等に集団保育が可能であると判断された児童が対象となります。**

必要な場合には、加配保育士又は看護師（担任保育士に加えて配置する職員）を配置し、お子さんの育ちを支援します。

加配を希望される場合には、入園申込み前に、こども課にお問い合わせのうえ、入園申込みをしてください。書類審査及び保育所障がい児入所指導委員会にはかった上で決定します。

※医療的ケア児とは、「日常生活及び社会生活を営むために恒常的に 医療的ケアを受けることが不可欠である児童」をいいます。

（４）病児･病後児保育

児童が病気回復期で集団生活が困難な期間など、保護者の方が仕事の都合などで保育ができない場合、病児･病後児保育が利用できます。

対象施設	施設名	平田内科小児科医院「病児保育室　ゆう」
	所在地	廿日市市阿品台三丁目１番１－２０９号（２階）
	電話番号	０８２９－３９－８８１２（ＦＡＸ兼用）
対象者	生後９か月から小学校６年生までの児童	
定員	６名	
対象疾患	①　感冒、消化不良症等の児童等が日常罹患する疾患 ②　おたふく、インフルエンザ等の感染症疾患 ③　ぜん息等の慢性疾患 ④　骨折等の外傷性疾患 病児保育ネット予約サービスＱＲ	
利用料等	年間登録料	１，０００円（初回利用から１年間有効）
	利用料	１日２，０００円（生活保護受給世帯は、利用料不要）
利用時間	午前８時３０分から午後６時まで	
利用方法	原則、事前予約（空きがあれば当日でも可、ネット予約サービス有り）	
食事	原則、保護者が用意（離乳食やアレルギーのある方はできる限り用意してください。） ※５００円で給食（おやつ代込み）の用意ができます。（おやつはアレルギー等がなければ持参しなくても良いです。）	
持参物	利用申請書、保険証、こども医療受給者証、親子健康手帳、薬（内服･座薬）、お薬手帳など	

※その他、詳しくは「病児保育室　ゆう」へ直接お問い合わせください。

11. 保育料や給食費について

保育施設は、大部分を公費負担（国、県及び市の負担）で運営していますが、保護者には保育施設の運営に必要な経費の一部を保育料として毎月負担していただきます。保育施設の運営形態（公立･私立）で保育料は変わりません。

４月分～8 月分の保育料については４月上旬ごろ、９月分～3 月分の保育料については９月上旬ごろ「保育料決定通知書」を送付します。

※年度当初（令和９年４月１日時点）の年齢により、保育料を算定します。

※入園する保育施設によっては、**保育料とは別に毎月徴収する費用があります。**詳しくは各施設に直接お問い合わせください。

※年度途中で３歳の誕生日を迎えても、その年度内は保育料がかかります。

（１）保育料の決定

保育料は、原則、児童の保護者（父母）の市町村民税の所得割額（以下、「所得割額」）の合計により、「廿日市市保育料徴収基準額表」で決定します。父母が非課税の場合、同居の祖父母等を家計の主宰者※として算定対象に含め、保育料を決定します。

※家計の主宰者…同居する直系血族（祖父母等）で最も所得割の高い方

また、児童のクラス年齢と保育の必要量（標準時間･短時間）の区分に応じて保育料は変わります。

なお、保育料を決定する際の所得割額は、寄付金税額控除や住宅借入金等特別税額控除等の税額控除適用前の金額です。

（２）保育料の決定の対象となる市町村民税の年度

令和９年４月～８月分は令和８年度市町村民税の所得割額、令和９年９月～令和１０年３月分は令和９年度市町村民税の所得割額から決定します。

４月分	５月分	６月分	７月分	８月分	９月分	10 月分	11 月分	12 月分	１月分	２月分	３月分
令和８年度市町村民税の所得割額 (令和７年１月から１２月の収入に基づく市町村民税)					令和９年度市町村民税の所得割額 (令和８年１月から１２月の収入に基づく市町村民税)						

※　未申告の場合、保育料徴収基準表の最高階層を保育料として決定します。税の申告をした場合は必ずこども課まで連絡をしてください。

※　税の申告等で所得割額が変更となった場合、対象月にさかのぼって保育料を変更し、現年度分に限り還付を行います（前年度分については還付の対象外）。

（３）保育料のお支払いについて（公立・私立保育施設の場合）

保育料の納付は、口座振替を原則としています。口座振替の手続きをしていただくと、便利で納め忘れがないだけでなく、還付がある場合の手続きが不要となるなど、利便性が向上します。

① **口座登録のある方**

毎月末（末日が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日）に金融機関から口座引き落しされます。

② **口座登録のない方**

毎月中旬に納付書を郵送しますので、納期限までに金融機関・コンビニエンスストアでお支払いください。

※保育料の納付について、納期限までに納付されない方に対しては、督促状等による通知を行うほか、滞納状況が続く場合には、児童手当法の規定に基づき児童手当を保育料に充当する場合があります。また、児童福祉法の規定に基づき財産（給与、預金等）の差し押さえを実施する場合もあります。

認定こども園・小規模保育所・事業所内保育所のお支払い手続きについては、各施設にお問合せください。

（４）保育料無償化

① 保育料

認可保育施設（２号、３号認定）利用の世帯は、３～５歳児クラスの児童の保育料が無償になります。

また、０～２歳児クラスの児童も住民税非課税世帯に限り保育料が無償になります。

② 給食費（副食費）

これまで保育料に含まれていた３～５歳児クラスの給食費（副食費）は、無償化とは別に実費徴収されます。ただし、市民税所得割額 57,700 円未満、ひとり親世帯等の場合市民税所得割額 77,101 円未満（年収３６０万円未満相当世帯）の児童、及び世帯年収にかかわらず第３子以降の児童（※全員が未就学児に限る）については徴収が免除されます。また、０～２歳児クラスの給食費は保育料に含まれています。

	公立	私立
給食費（副食費）※おかず、おやつなど	４，５００円／月※	各施設で定めますので、直接お問い合わせください。
給食費（主食費）	各家庭から持参	各施設で提供（別途、徴収）

私立保育施設の給食費（副食費）の支払い手続きについては、各施設にお問合せください。

※令和８年 11 月時点の情報です。物価高騰により、給食費は変更となる場合があります。

（５）本市独自の保育料軽減措置について

① 全世帯共通の負担軽減策

令和６年４月から、第１子の保育料を半額としています。

	第１子	第２子	第３子以降
保育料	**半額(本市独自制度)**	半額（国制度）	無料(国制度)

※ 第１子・第２子の保育料は P17「廿日市市保育料徴収基準額表」に記載の料金です。

② 多子世帯への負担軽減策

ア 16 歳未満の扶養児童が２人を超える場合、超えた児童１人につき 19,800 円を市町村民税の所得割額から差し引いて保育料を算定します。

【例】家族構成が父、母、子ども３人で市町村民税の所得割額が９７，８００円の場合

９７，８００円－(１人×１９，８００円）＝７８，０００円 を「廿日市市保育料徴収基準額表」に当てはめて保育料を決定します。

イ 令和７年４月から認可保育施設の保育料（３歳児から５歳児の給食費を除く）に関して、世帯の年収や兄姉の年齢、保育施設の利用にかかわらず、保護者と生計が同一のお子さんを上から数え、第３子以降の保育料を無料としています。

負担軽減の適用にあたっては、原則、手続きは不要ですが別居しているお子さんがいる場合は、申出書等の提出が必要です。

【市 HP 多子軽減拡充】

令和９年度廿日市市保育料徴収基準額表（２号認定・３号認定）

階層区分 ／ １か月あたりの保育料の徴収基準額表		新保育料 令和６年度から第１子の保育料が半額になりました。 第１子・第２子ともに以下の料金が適用されます。		旧保育料 （令和５年度まで）	
		０～２歳児クラス		０～２歳児クラス	
		短時間 （8：30～16：30）	標準（長）時間	短時間	標準（長）時間
第１	生活保護世帯	**０円**	**０円**	０円	０円
第２	市民税非課税世帯	**０円**	**０円**	０円	０円
第３－１	市民税均等割額のみ課税世帯	**3,750 円**	**3,850 円**	7,500 円	7,700 円
第３－２	市民税所得割額が34,600 円未満	**5,350 円**	**5,500 円**	10,700 円	11,000 円
第３－３	38,900 円未満	**6,750 円**	**6,900 円**	13,500 円	13,800 円
第３－４	43,600 円未満	**8,150 円**	**8,300 円**	16,300 円	16,600 円
第３－５	48,600 円未満	**9,600 円**	**9,750 円**	19,200 円	19,500 円
第４－１	59,100 円未満	**10,850 円**	**11,050 円**	21,700 円	22,100 円
第４－２	71,500 円未満	**12,100 円**	**12,350 円**	24,200 円	24,700 円
第４－３	84,100 円未満	**13,400 円**	**13,650 円**	26,800 円	27,300 円
第４－４	97,000 円未満	**14,750 円**	**15,000 円**	29,500 円	30,000 円
第５－１	123,400 円未満	**17,050 円**	**17,400 円**	34,100 円	34,800 円
第５－２	145,600 円未満	**19,400 円**	**19,800 円**	38,800 円	39,600 円
第５－３	169,000 円未満	**21,850 円**	**22,250 円**	43,700 円	44,500 円
第６－１	235,000 円未満	**25,850 円**	**26,350 円**	51,700 円	52,700 円
第６－２	301,000 円未満	**27,400 円**	**28,000 円**	54,800 円	56,000 円
第７	397,000 円未満	**29,850 円**	**30,500 円**	59,700 円	61,000 円
第８	397,000 円以上	**30,850 円**	**31,500 円**	61,700 円	63,000 円

3～5 歳	保育料０円	公立　副食費	4,500 円※
		私立　給食費	各施設で定めますので、直接お問い合わせください。

※年収が約３６０万円未満相当の世帯については、上記に加えて軽減措置の対象になる場合があります。詳細については、お問い合わせください。

※令和８年 11 月時点の情報です。物価高騰により、給食費は変更となる場合があります。

（６）月途中の入退園に伴う保育料等

月途中に入園または退園した場合の保育料等は、原則、日割計算となります。
計算方法は、【月額保育料×在籍日数(休園日除く、25 日を超える場合は 25 日)÷25 日】です。
なお、私立保育施設の給食費等については、直接園へお問い合わせください。

（７）保育料の減免

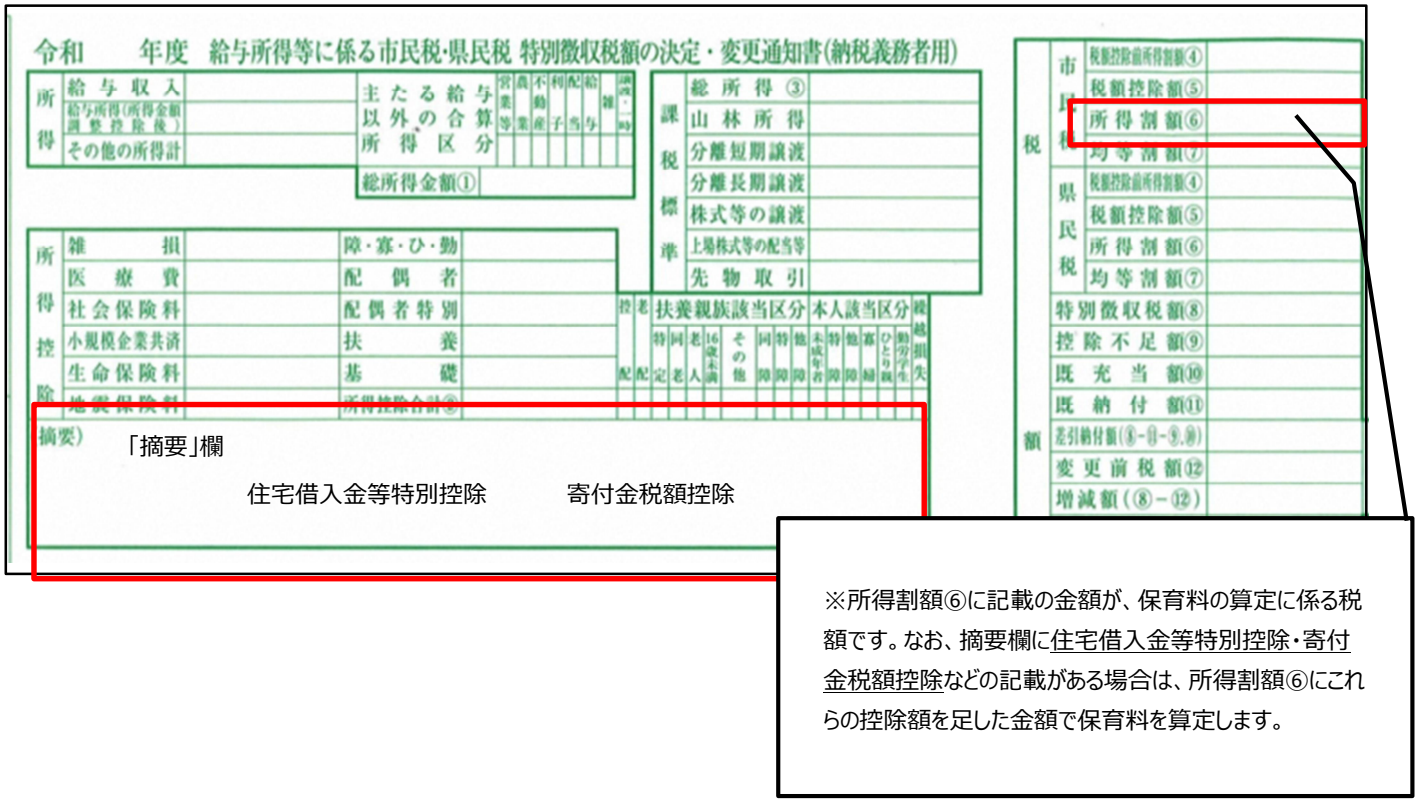
次の表に該当する場合は、保育料の減免に関する要綱に基づき、保護者が「保育料減免申請書」を提出することで保育料が減額される場合があります。

減免等の理由	必要書類
1. 住宅又は家財が災害により被害を受けた場合	罹災（被災）証明書
2. 収入が半額以下かつ、生活に支障がある場合	離職票、雇用保険受給者証、直近３か月給与明細書
3. 保護者以外が家計の主宰者として認定されており、保護者からの申し出により、保護者の収入金額が３か月にわたって各月 10 万３千円を超え、それ以降も同等の収入が見込まれる場合	直近３か月の給与明細書、保護者及び児童の健康保険証の写し
4. その他の特別な事情がある場合	こども課保育係へお問い合わせください。

※申請先は山崎本社みんなのあいプラザ１階こども課保育係です。
※減額が承認された場合、原則、申請した月の翌月からの適用になります。
※上記２・３に該当する場合は、３か月ごとの申請のため、引き続き減免を希望される場合は、３か月目の月末までに再度申請をしてください。

（８）保育料の確認方法

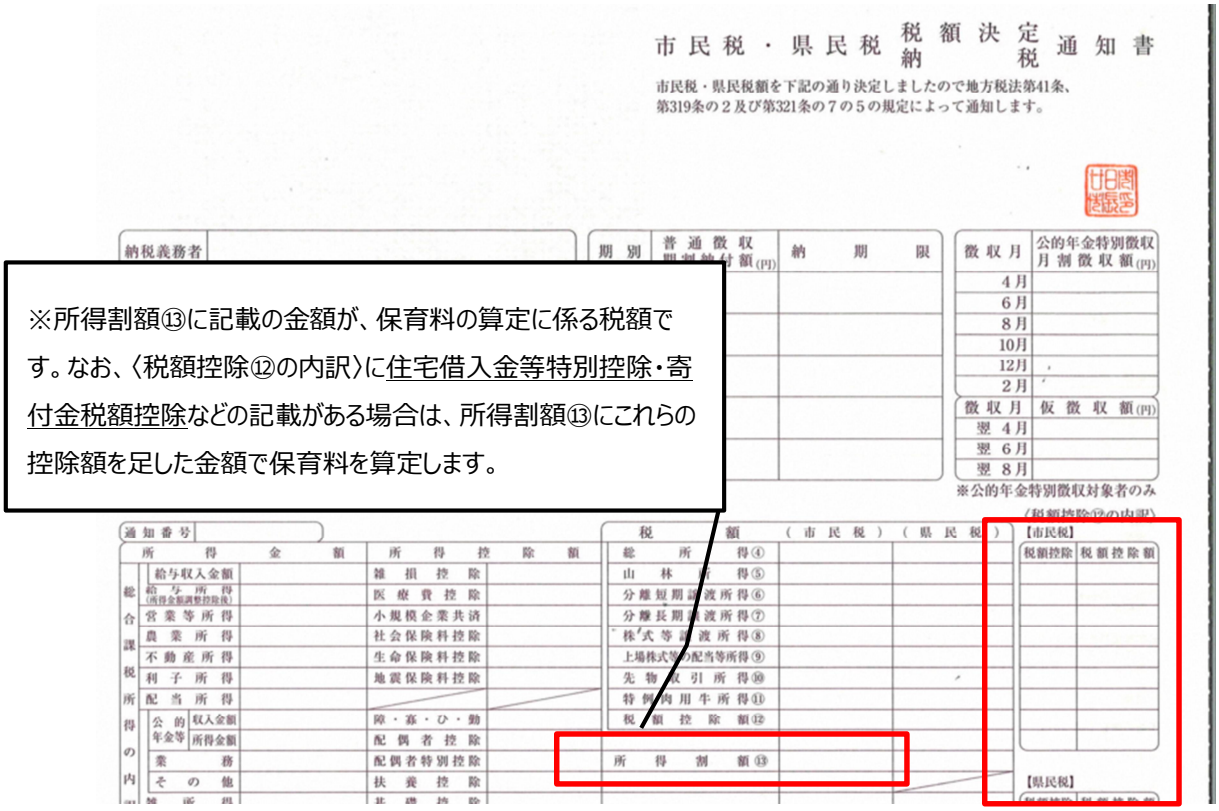
①市町村民税が給与から天引きされている方　※毎年６月に雇用主から通知されているもの
「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）」



※所得割額⑥に記載の金額が、保育料の算定に係る税額です。なお、摘要欄に住宅借入金等特別控除・寄付金税額控除などの記載がある場合は、所得割額⑥にこれらの控除額を足した金額で保育料を算定します。

②上記①以外の方　※毎年６月に市から通知されているもの

「市民税・県民税税額決定納税通知書」



※所得割額⑬に記載の金額が、保育料の算定に係る税額です。なお、〈税額控除⑫の内訳〉に住宅借入金等特別控除・寄付金税額控除などの記載がある場合は、所得割額⑬にこれらの控除額を足した金額で保育料を算定します。

12. 保育施設の広域入所

（１）広域入所利用の要件

市内の保育施設利用では始業時間に間に合わないといった仕事の都合や里帰り出産等の理由により、他市町村の保育施設の利用を希望することができます。住民票のある自治体からの申請（協議）となります。

（２）受付場所及び申込み締切日等

	廿日市市内在住で廿日市**市外**の保育施設を希望	廿日市市外在住で廿日市**市内**の保育施設を希望
受付場所	山崎本社みんなのあいプラザ１階こども課保育係	住民票がある市町村の担当窓口
申込締切日	希望保育施設のある市町村の締切より前に、廿日市市へ相談・提出	入園を希望する月の前月の１０日まで(４月入園を除く)
保育料	廿日市市で算定	住民票がある市町村で算定
必要書類	廿日市市内の保育施設に申込む場合と同様	住民票がある市町村の指定用紙
備考	基本的に、どの自治体も市内に住民票がある児童の保育利用が優先となりますので、市外からの利用者については、優先度が低くなります。廿日市市においても同様です。 利用申込みは、年度毎に手続きが必要です（協議の結果、継続できない場合もあります）。	

（３）申込みをするときの注意事項

希望保育施設のある市町村に次のことを必ず確認してください。

① 受け入れが可能であるかどうかの確認（待機児童の有無により、受付が難しい場合もあります）

② 希望保育施設のある市区町村の入所申込締切日の確認

③ その他、入所申込みに関して注意すべきことの確認

13.よくある質問(Q&A)

Q1　12 月から翌年３月までの間で入園を申し込む予定ですが、４月入園の申込みはどうしたらいいですか。

A1　「①翌年３月までの入園申込み」と「②４月入園申込み」をしていただく必要があります。
例えば、12 月入園を希望の場合であれば、①を 11 月 10 日までに、②を 12 月 28 日までにこども課へ申込んでください。
※　①と②を同時に提出いただいても構いません。
※　就労証明書など保育を必要とすることを証明する書類は、10 月以降の発行日であれば、①と②の両方で使用できます。

Q2　現在、下の子の育児休業を取得しています。上の子の申込みはできますか。

A2　育児休業期間中であっても利用申込みは可能ですが、入園調整の優先度が低くなりますので、入園できない場合があります。

Q3　廿日市市に転入する予定です。まだ住所は移していませんが、申込みはできますか。

A3　可能です。ただし、入園日に住所が廿日市市にあることが要件になります。

Q4　他市の保育施設を希望していますが、申込みはできますか。

A4　他市の保育施設へ入園を希望する場合、廿日市市内の保育施設では送り迎えの時間に間に合わないなど、他市の保育施設でなければならない場合に限ります。申し込み先は、こども課保育係です。
なお、相手先自治体により申し込み締め切り日や申し込み方法が異なる場合があるので、早めに問い合わせてください。

Q5　求職中でも申込みはできますか。

A5　できます。ただし、入園した場合に利用開始から３か月を経過する日の属する月末の 10 日(例：４月 20 日から求職開始の場合、６月 10 日)までに就労証明書が提出されない場合、翌月の入園調整の対象（新規入園申込と同様の扱い）となり、退園となる場合があります。

Q6　申込みに必要な書類がすべて揃わないと入園調整の対象にならないのですか。

A6　申込締切日時点で提出されている書類をもとに指数を算定し、入園調整を行います。不足書類があった場合は、指数が本来より低く算定され、入園調整上で不利になることがありますので、ご注意ください。

Q7　入園待機状態にありますが、いつから入園できるか分かりますか。

A7　入園の選考にあたっては、基準を設け、これに基づく優先順位の高い人から、順次入園の内定者を案内しています。
入園申し込みの状況、欠員の状況により案内できるか否かが決定するため、いつから入園できるかに関しては約束できません。

Q8　入園（転園）保留になった場合、申込書はいつまで有効ですか。

A8　その年度の３月入園まで有効です。翌年度も引き続き入園を希望する場合は、新たに入園（転園）申込みが必要です。
また、入園申込みを取り下げた後に、再度入園を希望する場合も同様です。

Q9　入園保留通知書の再発行はできますか。

A9　こども課へご連絡いただければ再発行いたします。
通知書の内容は、当初発行したものと同じ内容ですが、発行年月日は再発行時の日付となります。
なお、入園の取下げをした場合は、入園保留通知の発行、再発行はできませんのでご了承ください。

Q10　産前産後の要件で入園した後、就労要件などで引き続き利用はできますか。

A10　産前産後以後も保育施設の利用を希望する場合は、改めて就労要件等での新規申込みが必要です。申込み状況によっては、引き続き利用することができない場合もありますので、ご了承ください。

Q11　選考の結果はどのように分かるのですか。

A11　入園調整会議終了後、ご自宅に郵便で結果をお知らせします。

Q12　保育料は、どのように決定するのですか。

A12　原則、父母の市町村民税の所得割額の合計により保育料を決定します。毎年９月が保育料の切り替え時期となるため、収入や家族状況の変化により保育料が変わることがあります。

なお、父母どちらも市民税非課税の場合、同居している祖父母等のうち、市民税が高い方の税額で保育料を決定します。

Q13　ひとり親家庭の場合、保育料は無料になりますか。

A13　保育料は市町村民税の所得割額に基づき算定されるため、ひとり親家庭の人でも課税額のある世帯では、保育料がかかる場合があります。

Q14　保育料の支払方法は？

A14　廿日市市では口座振替による保育料支払いを原則としています。

事情により口座振替を利用できない場合は、納付書で保育料を支払ってください。

Q15　公立保育施設と私立認可保育施設とでは保育料は異なりますか。

A15　保育料の違いはありません。

ただし、私立認可保育施設に関しては、主食代や延長保育料などは園によって異なります。

Q16　保育施設を長期欠席する場合は、退園となりますか。

A16　１か月間連続して欠席した場合、家庭保育ができるものとして退園となる場合があります。

長期で欠席が見込まれるときは、保育施設へ必ず相談してください。

Q17　保育施設を欠席した場合も保育料はかかりますか。

A17　退園をしない限り、通園の有無にかかわらず保育料がかかります。

Q18　離婚する予定ですが、保育料はどうなりますか。

A18　保育料は離婚し(離婚調停中を含む)別居している場合に、片方の親の市町村民税の所得割額に応じて決定します。

離婚し、住民票の住所変更後に内容変更届を提出してください。

離婚をしていても、住民票上で別居が確認できない場合には、父母両方の市民税の合算により保育料を決定します。

また、離婚調停中で別居している場合は、裁判所が発行する事件係属証明書も併せて提出してください。

なお、変更は提出いただいた翌月からの適用となるため、早めの手続きをお願いします。

Q19　土曜日の午後からも保育施設を利用したいのですが、利用するための条件はありますか。

A19　土曜日保育の利用は、標準・短時間認定を問わず正午までとし、原則、給食の提供もありません。両親とも仕事等で家庭保育が困難な場合に、午後からも利用することができます。

Q20　産前産後要件で入園中に、配偶者が育休を取得した場合の保育利用時間はどうなりますか。

A20　保育短時間利用となります。

14. 保育施設一覧

R9年度認可保育園一覧

公立保育園

地域	一時保育	施設名	施設類型	所在地	電話番号	対象月齢	開園時間	延長保育時間	警戒レベル4による休園
廿日市地域		佐方保育園 (再編計画による建替予定あり)	公保	城内3-5-16	32-5603	2歳～5歳 ※１歳児募集停止	7:30～19:00	18:30～19:00	-
		平良保育園	公保	平良1-21-8	32-7521	生後57日目～5歳	7:30～19:00	18:30～19:00	浸水害 レベル4
	○	原保育園	公保	原967	38-1616	1歳～5歳	7:30～18:30	-	土砂災害 レベル4
		宮内保育園	公保	宮内1508-2	39-1636	生後57日目～5歳	7:30～19:00	18:30～19:00	浸水害 レベル4
		宮園保育園	公保	宮園1-1	38-3205	生後57日目～5歳	7:30～19:00	18:30～19:00	-
		地御前保育園	公保	地御前4-4-30	36-3262	生後57日目～5歳	7:30～18:30	-	-
		阿品台東保育園	公保	阿品台東3-37	39-6111	1歳～5歳	7:30～19:00	18:30～19:00	-
		阿品台西保育園	公保	阿品台西6-63	39-4031	生後57日目～5歳	7:30～18:30	-	-
佐伯・吉和地域	○	友和保育園	公保	友田30-1	74-0672	生後57日目～5歳	7:30～19:00	18:30～19:00	土砂災害 レベル4
	○	津田保育園	公保	津田4160-1	72-0939	生後57日目～5歳	7:30～19:00	18:30～19:00	-
	○	吉和保育園	公保	吉和1513	77-2460	生後4ヶ月目～5歳	7:30～18:30	-	-
大野地域		深江保育園	公保	深江2-11-25	56-0356	生後57日目～5歳	7:30～19:00	18:30～19:00	-
	○	池田保育園 (再編計画による民間移管予定あり)	公保	物見西3-7-10	55-2018	生後57日目～5歳	7:30～18:30	-	-
		いもせ保育園	公保	大野原2-10-3	55-2009	生後57日目～5歳	7:30～19:00	18:30～19:00	浸水害 レベル4
	○	梅原保育園	公保	梅原2-5-12	54-1558	生後57日目～5歳	7:30～18:30	-	-

私立認可保育園

地域	一時保育	施設名	施設類型	所在地	電話番号	対象月齢	開園時間	延長保育時間	警戒レベル4による休園
廿日市地域		アイグラン保育園廿日市	私保	下平良1-3-36 有信廿日市ビル5階	30-0220	生後57日目～5歳	7:30～19:00	18:30～19:00	浸水害 レベル4
		アイグラン保育園住吉	私保	住吉1-2-38	30-7117	生後57日目～5歳	7:30～19:00	18:30～19:00	浸水害 レベル4
		アイグラン保育園串戸	私保	串戸5-2-6	20-5306	生後57日目～5歳	7:30～19:00	18:30～19:00	浸水害 レベル4
		アイグラン保育園 廿日市中央	私保	下平良1-7-7	30-7921	生後57日目～5歳	7:30～19:00	18:30～19:00	浸水害 レベル4
		アイグラン保育園地御前	私保	地御前１-3-28 ３階	20-5660	生後57日目～2歳	7:30～19:00	18:30～19:00	浸水害 レベル4
		にこにこの森保育園	私保	新宮1-3-33	32-3011	生後57日目～5歳	7:30～19:30	18:30～19:30	浸水害 レベル4
		廿日市いちご保育園佐方	私保	城内2-7-2-102	34-0030	生後57日目～5歳	7:30～19:30	18:30～19:30	-
	○	アトリエREIレイこども舎 さがた	私保	佐方639-1	32-7489	生後57日目～5歳	7:00～19:00	7:00～7:30 18:30～19:00	-
		さつき保育園	私保	平良山手11-47	32-4311	生後57日目～2歳	7:30～19:00	18:30～19:00	-
	○	さつき第２保育園	私保	城内2-13-25	32-8898	生後57日目～5歳	7:30～19:00	18:30～19:00	-
	○	公私連携 廿日市保育園	私保	廿日市2-1-6	30-7725	生後57日目～5歳	7:30～19:00	18:30～19:00	浸水害 レベル4
	○	公私連携 串戸保育園	私保	串戸2-13-3	32-0361	生後57日目～5歳	7:30～19:00	18:30～19:00	浸水害 レベル4
大野地域		廿日市くじら保育園	私保	大野3240-1	50-1580	生後57日目～5歳	7:00～19:00	18:00～19:00	-
	○	アトリエREIレイこども舎 おおの	私保	沖塩屋3-1-11	20-5354	生後57日目～5歳	7:00～19:00	7:00～7:30 18:30～19:00	-
	○	公私連携 丸石保育園	私保	丸石2-16-23	55-2010	生後57日目～5歳	7:30～19:00	18:30～19:00	-

私立認定こども園

地域	一時保育	施設名	施設類型	所在地	電話番号	対象月齢	開園時間	延長保育時間	警戒レベル4による休園
廿日市地域	○	廿日市こども園	私こ	桜尾本町2-19-5	31-5635	生後57日目～5歳	7:30～19:30	18:30～19:30	-
	○	みどりの森ようこうこども園	私こ	陽光台5-1	37-4050	生後57日目～5歳	7:30～19:30	18:30～19:30	-
	○	くすのき幼稚園	私こ	四季が丘2-15-1	39-5345	生後6ヶ月目～5歳	7:30～19:00	18:30～19:00	土砂災害レベル4
		ふじこども園	私こ	阿品4-24-24	36-1154	1歳～5歳	7:30～19:00	18:30～19:00	-
		廿日市聖母マリア幼稚園(※)	私こ	可愛１１－８	32-3400	生後57日目～5歳	7:30～18:30	-	浸水害レベル4
	○	フルムーンインターナショナルこども園はつかいち(※)	私こ	上平良909-1	50-2280（つきのひかり国際こども園内）	生後57日目～5歳	7:30～19:00	18:30～19:00	土砂災害レベル4
地域 佐伯	○	友和こども園	私こ	友田24-513	74-1270	1歳～5歳	7:30～19:00	18:30～19:00	-
地域 大野	○	フルムーンインターナショナルこども園おおの	私こ	大野696-1	20-4660	生後57日目～5歳	7:30～19:00	18:30～19:00	浸水害レベル4
	○	つきのひかり国際こども園	私こ	大野625-1	50-2280	生後57日目～5歳	7:00～19:00	7:00～7:30 18:30～19:00	-
地域 宮島	○	公私連携 宮島こども園	私こ	宮島町779-5	44-2515	生後57日目～5歳	7:30～19:00	7:30～8:00	土砂災害レベル4

※令和９年４月１日開園予定

私立小規模保育園・事業所内保育園

地域	一時保育	施設名	施設類型	所在地	電話番号	対象月齢	開園時間	延長保育時間	警戒レベル4による休園
地域 廿日市		保育所ちびっこいろは園	私小	宮内4241－2	38-2178	生後57日目～2歳	7:30～18:30	-	浸水害レベル4
		おおぞら保育園廿日市	私事	宮内2-7-1	38-7108	生後5ヶ月目～2歳	7:30～18:30	-	浸水害レベル4

【施設類型】公保：公立保育園　　私保：私立保育園　　私こ：私立認定こども園　　私小：私立小規模保育園　　私事：私立事業所内保育園

15. 災害時等における保育施設の臨時休園について

市内保育施設では、近年、全国各地で発生している自然災害等への対応策として、集中豪雨や台風接近及び地震発生等の避難情報発令時における休園基準等を以下のとおり設けています。

休園基準については、気象別に各保育施設の立地環境で異なりますので事前に確認してください。なお、「大雨に伴う警戒レベル４」発令時に臨時休園を行う保育施設一覧は、「14 保育施設一覧」に記載のとおりです。

避難情報発令時等における対応について

気象	判断基準（午前６時の時点で決定） 市の発令（市ホームページ、安全・安心メール）	休園対象等
大雨	警戒レベル５（緊急安全確保） ※気象庁情報：警戒レベル５相当（大雨特別警報等）	【全園休園】
	警戒レベル４（避難指示）	【一部の施設で休園】 **※「14 保育施設一覧」を参照**
	警戒レベル３（高齢者等避難）	【登園自粛要請】

気象	判断基準（前日に決定）	休園対象等
台風	午前７時から午後７時までの間に、本市が、台風による暴風域（風速２５m/s以上）に入ることが気象庁の情報から確実視されるとき	【全園休園】

気象	判断基準（発生後に決定）	休園対象等
地震	震度５強以上の地震が発生し、施設が運営困難と判断したとき	【該当の施設で休園】

16. 保育施設マップ


廿日市地域
はつかいち
N
アトリエREI
こども舎さがた
原保育園
フルムーンインターナショナル
こども園はつかいち
佐方保育園
廿日市いちご保育園佐方
さつき第２保育園
みどりの森ようこうこども園
さつき保育園
平良保育園
廿日市こども園
宮園保育園
にこにこの森
保育園
公私連携型保育所
廿日市保育園
くすのき幼稚園
アイグラン保育園串戸
廿日市聖母マリア幼稚園
おおぞら保育園廿日市
アイグラン保育園住吉
広島西こども発達支援
センターくれよん
アイグラン保育園廿日市中央
宮内
保育園
アイグラン保育園廿日市
保育所ちひっこ
いろは園
公私連携型保育所
串戸保育園
山崎本社みんなのあい
プラザ（総合健康保健
センター）
アイグラン保育園地御前
（産前産後サポートセンター）
廿日市市こども課
廿日市子育て支援センター
阿品台東
保育園
地御前保育園
廿日市市役所
はつかいち文化ホールウッドワンさくらぴあ
はつかいち美術ギャラリー
はつかいち市民図書館
阿品台西
保育園
光の園摂理の家
公立保育園
私立保育園
私立認定こども園
公共機関・関連施設
児童福祉施設
ふじこども園


大野地域
つきのひかり国際こども園
フルムーンインターナショナル
こども園おおの
深江保育園
フジタスクエアまるくる大野
大野子育て支援センター
廿日市くじら保育園
大野福祉保健センター
池田保育園
いもせ保育園
大野支所
梅原保育園
母子生活支援施設
いもせハイツ
アトリエRE！レイこども舎おおの
公私連携型保育所
丸石保育園
児童養護施設丸石子どもの家
児童家庭支援センターコスモス
公立保育園
私立保育園
私立認定こども園
公共機関・関連施設
児童福祉施設
北
西
東
南


吉和地域
吉和福祉センター
吉和支所
吉和市民センター
吉和保育園
公立保育園
公共機関・関連施設
北
西
東
南


宮島地域
宮島福祉センター
宮島こども園
宮島まちづくり
交流センター杉之浦
宮島支所
私立認定こども園
公共機関・関連施設
etto 宮島交流館
宮島まちづくり交流センター
北
西
東
南


佐伯地域
N
佐伯子育て支援センター
佐伯支所
友和こども園
友和市民センター
さいき文化センター
はつかいち市民さいき図書館
津田市民センター
津田保育園
友和保育園
公立保育園
私立認定こども園
公共機関・関連施設

memo

memo

廿日市市こども課保育係

〒７３８－８５１２
廿日市市新宮一丁目１３番１号
山崎本社みんなのあいプラザ
０８２９－３０－９１５４

